

平成 29 年 8 月 10 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
地域保健担当理事 花岡 正人  
宮下 明

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所評価加算の  
届出に係る取扱い通知の一部改正について

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

平成 29 年 8 月 3 日

郡市医師会  
介護保険担当理事 殿

神奈川県医師会  
理事 高井 昌彦

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所評価加算の  
届出に係る取扱い通知の一部改正について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局振興課長より、都道府県介護保険  
担当主管部長あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別  
添のおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう  
宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲  
覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>  
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

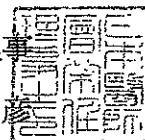
お問い合わせ先  
地域医療企画課 担当：岩田  
横浜市中区富士見町 3-1  
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464  
E-mail [g-iwata@kanagawa.med.or.jp](mailto:g-iwata@kanagawa.med.or.jp)

平成 29 年 7 月 25 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



介護予防・日常生活支援総合事業の事業所評価加算の  
届出に係る取扱い通知の一部改正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスでは、利用者の要支援状態の維持・改善を評価する「事業所評価加算」が設けられておりますが、事業所評価加算の算定要件を満たしているかどうかについては、現在、国保連のシステム上で審査を行う仕様となっておらず、市区町村行政において当該事務が行われている状況になっております。

今般、市区町村行政の事務負担を軽減する観点から、平成 30 年度の加算算定の対象可否の審査より、国保連のシステムで当該事務処理を行うことができるようシステムの改修が行われることとなり、それに伴い、介護報酬に関するいわゆる留意事項通知の一部改正が行われましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」(平成 12 年 3 月 8 日老企第 4 1 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知) の一部改正について」

(平成 29 年 6 月 28 日 老振発 0628 第 1 号 厚生労働省老健局振興課長通知)